

第4章 委託・受託関係にある場合の義務対象者について

本法は、容器を利用する者（特定容器利用事業者）、容器を製造等する者（特定容器製造等事業者）、包装を利用する者（特定包装利用事業者）に対して分別基準適合物の再商品化義務を課しているが、法第2条第9項及び同条第10項の規定により当該利用・製造等の行為が他者からの委託（主務省令で定めるものに限る。）によって行われている場合には、原則としてその委託者に再商品化義務が課されることとなっている。

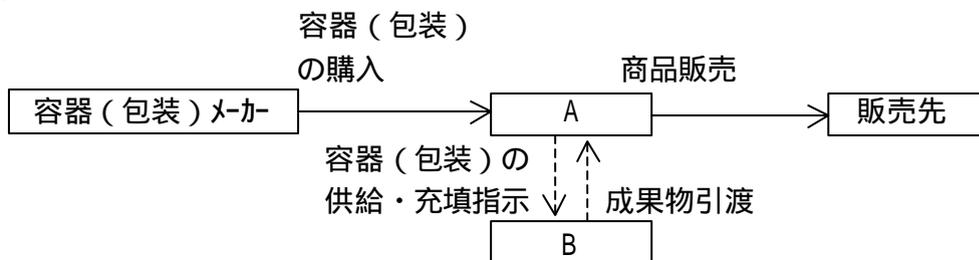
これは、実質的に容器包装を決定し、実質的に容器包装を用いている者を義務者とする趣旨であり、主務省令において、容器包装の使用量、リサイクルの容易さ、リサイクルに要するコスト等を実質的に決定することとなる容器包装の素材（例：ガラス製、PET製の別）、構造（例：複合材か否かの別、容器包装の肉厚）、自己の商標の使用等の要素を指示した者を義務者とする。

1. 「用いる」に係る委託（法第2条第9項）

その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為のうち他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。）を受けて行うものは、原則として、再商品化義務の対象から除かれる。具体的には、委託関係にある場合の義務対象者を以下のとおり整理する。

(1) AがBに対し当該商品（中身）を容器包装に充填する行為のみを委託するケース。[充填委託]

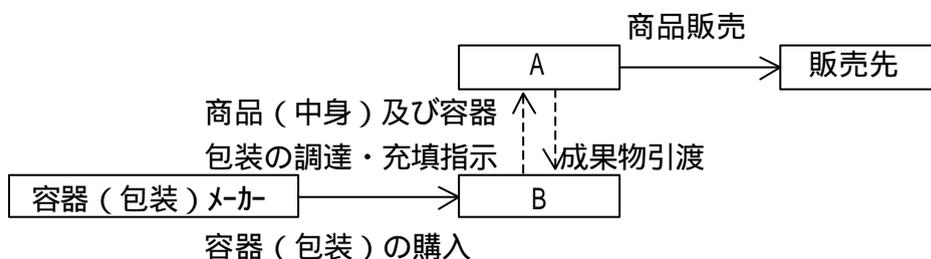
(例)



この場合、Bは、充填する行為のみを受託するわけであり、容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は常にAとなるため、Aを特定容器（包装）利用事業者とする。

(2) AがBに対し当該商品（中身）及び容器包装を調達し、容器包装に充填する行為を委託し、さらに内容物が充填された商品をAに引き渡すケース。[プライベートブランド等]

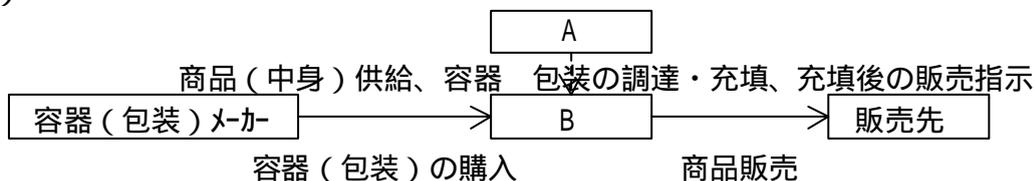
(例)



この場合、容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は、A，Bいずれの場合もあり得るが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを特定容器（包装）利用事業者とする。

(3) AがBに対し当該商品（中身）を容器包装に充填し、さらにそれを販売する行為を委託するケース。[販売委託]

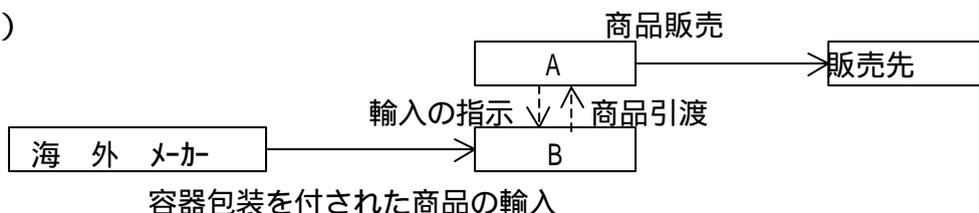
(例)



容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者はA，Bいずれの場合もあり得るが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBが特定容器（包装）利用事業者とする。

(4) AがBに対し容器包装を付された商品の輸入を委託するケース。[輸入委託]

(例)



輸入する商品について容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は、A，Bいずれの場合も考えられるが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを特定容器（包装）利用事業者とする。

2. 「製造等」に係る委託（法第2条第10項）

特定容器を製造等する行為のうち他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。）を受けて行うものは、原則として、再商品化義務の対象から除かれる。

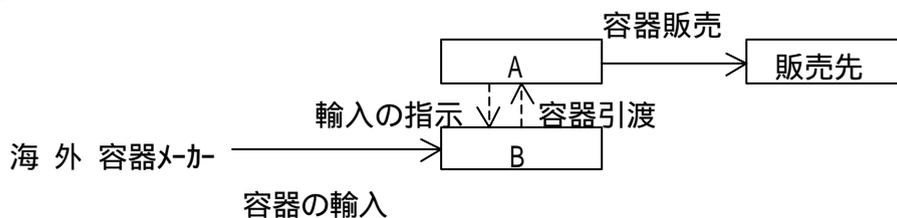
なお、特定容器利用事業者が容器製造メーカーに対して特定容器の製造を委託した場合には、以下に示すとおり、受託者たる特定容器を製造する事業者を特定容器製造等事業者とする。

(1) A（特定容器利用事業者以外）がBに対し特定容器の製造又は輸入を委託するケース。

（製造の例）



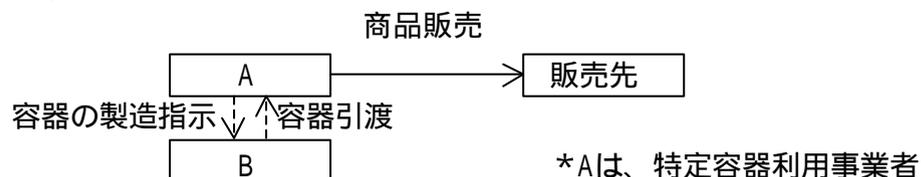
（輸入の例）



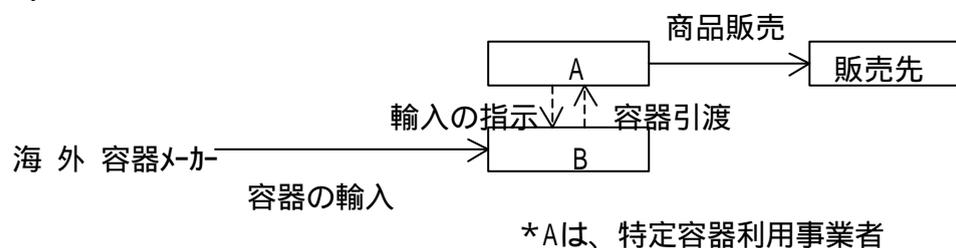
この場合、特定容器を実質的に決定し、実質的に製造等した者はA，Bいずれの場合も考えられるが、原則Aを義務者とする。具体的には、Aが当該容器の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを特定容器製造等事業者とする。

(2) A (特定容器利用事業者) がBに対し特定容器の製造又は輸入を委託するケース。

(製造の例)



(輸入の例)



特定容器製造等事業者が技術的側面から容器の素材、構造等に係る詳細な要素を決定する者であることにかんがみ本法の再商品化義務者としたことを踏まえ、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者との義務量の按分比率は販売見込額を基礎とした比率によることとした本法の趣旨に照らし、特定容器利用事業者(A)からの容器の製造についての指示の有無、程度等を問わず、常に容器製造メーカー(B)を特定容器製造等事業者とする。